

第73回労務委員会、第140回労働法研究会
 神奈川における労働基準監督行政の取組みについて
 講師：神奈川労働局 労働基準部 監督課 監督係長 平本賢一 氏



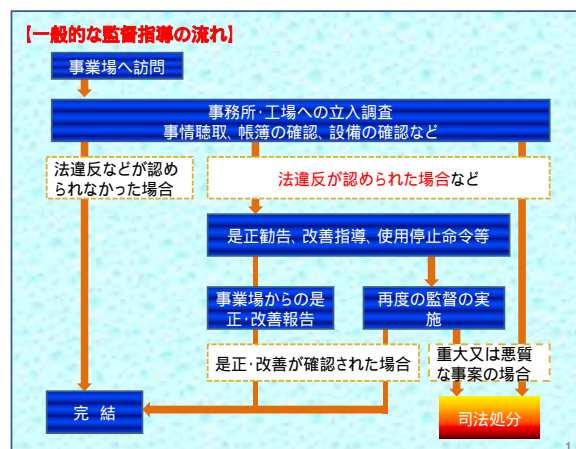
神奈川労働局の最重点目標

- 厳しい雇用情勢下での法定労働条件の履行確保
- ・ 解雇・雇止め、賃金不払い事案等の的確な対応
 - ・ 大型倒産や整理解雇等、情報掴み次第事前指導。
 - ・ 賃金不払い残業の解消 ほか
- いま情報提供が増えている。優先的に監督するため、会社には突然連絡もしくは伺うことになる。
- 長時間労働の抑制と過重労働の健康障害防止
- ・ 改正労基法（今年4月1日施行）の履行確保
 - ・ 時間外労働協定や労働時間管理の適正化
 - ・ 長時間労働者の健康管理やメンタル対策 ほか
 - ・ 労働災害未然防止と迅速適正な労災補償給付
 - ・ 労働災害多発分野における対策
 - ・ 派遣労働者の安全衛生対策 ほか

神奈川局監督指導実施状況（平成21年）

昨年の監督指導実施件数は約5千件。内、違反数は約3千件の6割強。最も多い違反は労働時間で、内容は36協定未締結や未届け、特別条項の時間や回数超え等。次に割増賃金違反が多く、タイムカード打刻以降も就労、管理監督者にあたらぬ等。次に就業規則違反で、届け出義務不知等。

なお是正勧告書は監督官の権限で出せるが、納得性を高めるためにも、異議がある場合は遠慮なく本人や他の監督官に聞いてもらって構わない。



講演終了後、労務委員会で講師とさらに質疑応答や意見交換を行った。（文責 事務局）